

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による診療所等の廃止()
- 指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)
- 指定老人訪問看護事業の廃止()
- 健康保険法による指定訪問看護事業者の指定(保険課)
- 土地改良区の役員の就任(農村整備課)
- 土地改良区の役員の就退任(二件)()
- 土地改良区の役員の退任()
- 公共測量の終了(管理課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 調 達 公 告 随意契約の相手方の決定(企画課)
- ◇ 正 誤 平成十一年三月十二日付鳥取県規則第十号中訂正
- 平成十一年三月三十一日付鳥取県規則第三十号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社矢部明治町薬局	倉吉市明治町一〇三二一八	平成十一年三月三十日
鬼守調剤薬局	日野郡溝口町溝口一七三二五	〃
フラワー薬局	日野郡溝口町溝口二一	平成十一年四月一日
オレンジ薬局	米子市福市一七三三一九	平成十一年四月十九日
河崎歯科医院	倉吉市福庭町二丁目一三	平成十一年四月二十八日
医療法人社団土井医院	東伯郡東郷町大字龍島五〇八一	〃

鳥取県告示第三百三十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団戸口田整 形外科医院	米子市上福原五丁目二二一六五	平成十一年四月七日
医療法人社団土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六一四	平成十一年四月十四日
オレンジ薬局	米子市福市二二八七	平成十一年四月十八日

鳥取県告示第三百三十六号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六條の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六條の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人西伯町社会福祉協議会	西伯郡西伯町大字法勝寺三三一一一	西伯町訪問看護ステーションしあわせ	西伯郡西伯町大字倭四八二	平成十一年四月一日
医療法人アスピ オス	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	訪問看護ステーションみやこ苑	鳥取市三津一〇七二一三〇七	平成十一年四月三十日

鳥取県告示第三百三十七号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六條の十七の六の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第四十六條の十

七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	届出年月日
西伯町	西伯郡西伯町大字法勝寺三七七一	西伯町訪問看護ステーション	西伯郡西伯町大字倭四八二	平成十一年四月九日

鳥取県告示第三百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、同法第四十四条ノ四第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
社会福祉法人西伯町社会福祉協議会	西伯郡西伯町大字法勝寺三三一一一	西伯町訪問看護ステーションしあわせ	西伯郡西伯町大字倭四八二番地	平成十一年四月一日

鳥取県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理事 生原 恭二 東伯郡大栄町大字六尾四〇七

平成十一年四月六日就任 任期平成十二年四月七日まで

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 河本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷二四二

宮脇愛之介 東伯郡大栄町大字瀬戸四一四

吉田 明嗣 東伯郡大栄町大字妻波二二六九

中原 清春 東伯郡大栄町大字大谷一四〇二

北濱 輝秋 東伯郡大栄町大字大谷七九一三

梅津 志郎 東伯郡大栄町大字大谷七八七二

梅津 良善 東伯郡大栄町大字大谷一四四二

桑本 昭人 東伯郡大栄町大字由良宿一三四

齋木 允昭 東伯郡大栄町大字妻波六九七

杉川 範慶 東伯郡大栄町大字由良宿一八二九

石村 敏弘 東伯郡大栄町大字由良宿一八二八

盛山 和夫 東伯郡東伯町大字槻下六八七

南場喜一郎 東伯郡大栄町大字六尾三三六

福光 良昌 東伯郡大栄町大字西穂波一二二

福光 秀雄 東伯郡大栄町大字島九二二

山崎 芳藏 東伯郡大栄町大字亀谷三九八

濱本 保之 東伯郡大栄町大字妻波一四〇一四

内川 武尚 東伯郡大栄町大字妻波一七二〇

手嶋 武人 東伯郡大栄町大字下種四八〇

横山 博 東伯郡大栄町大字上種二〇六

野田 優 東伯郡大栄町大字上種四五〇一二

徳山 孝篤 東伯郡大栄町大字岩坪一七〇

盛山 英隆 東伯郡大栄町大字西高尾八四七―三八五

長谷川邦治 東伯郡大栄町大字西高尾一六五

村岡 弘昭 東伯郡大栄町大字東高尾四五三

川崎 昭博 東伯郡東伯町大字法万一七七

岡崎 勸 東伯郡大栄町大字六尾一七四

山下 昭夫 東伯郡大栄町大字亀谷一〇七四一

豊田 峯夫 東伯郡大栄町大字妻波一一七三一二

平成十一年四月六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 河本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷二四二

吉田 明嗣 東伯郡大栄町大字妻波一二二六九

南場喜一郎 東伯郡大栄町大字六尾三三六

中原 信博 東伯郡大栄町大字大谷三五一

中原 清春 東伯郡大栄町大字大谷一四〇二

- 〃 山本 英俊 東伯郡大栄町大字大谷一三二一
 - 〃 北濱 輝秋 東伯郡大栄町大字大谷七九九一三
 - 〃 齋木 允昭 東伯郡大栄町大字妻波六九七
 - 〃 濱坂 良男 東伯郡大栄町大字由良宿二一三〇一五
 - 〃 井川 敏昭 東伯郡大栄町大字由良宿一五五〇
 - 〃 桑本 孝昭 東伯郡大栄町大字由良宿一三三
 - 〃 生田 英則 東伯郡東伯町大字槻下六九〇
 - 〃 福光 秀雄 東伯郡大栄町大字島九二二
 - 〃 福光 良昌 東伯郡大栄町大字西穂波二二
 - 〃 山辺 美德 東伯郡大栄町大字瀬戸五六九
 - 〃 山崎 芳藏 東伯郡大栄町大字龜谷三九八
 - 〃 加藤 收治 東伯郡大栄町大字妻波一三九八
 - 〃 日置 康徳 東伯郡大栄町大字妻波一七八二一
 - 〃 手嶋 武人 東伯郡大栄町大字下種四八〇
 - 〃 平信 清茂 東伯郡大栄町大字上種二一〇
 - 〃 野田 優 東伯郡大栄町大字上種四五〇一二
 - 〃 徳山 隆敏 東伯郡大栄町大字岩坪一八〇
 - 〃 家森 政男 東伯郡大栄町大字西高尾八四七一四二四
 - 〃 長谷川邦治 東伯郡大栄町大字西高尾一六五
 - 〃 村岡 克範 東伯郡大栄町大字東高尾四四八
 - 〃 横山 勝巳 東伯郡東伯町大字法万一〇四一
 - 〃 監事 池本 嗣男 東伯郡大栄町大字龜谷六〇四
 - 〃 豊田 峯夫 東伯郡大栄町大字妻波一七三一二
 - 〃 南場 政彦 東伯郡大栄町大字六尾四一五
- 平成十一年四月七日就任 任期四年

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 吉村 光一 西伯郡西伯町大字境一一八五
- 〃 森岡 幹雄 西伯郡西伯町大字福成五八八
- 〃 岩崎 俊郎 西伯郡西伯町大字福成一五〇五
- 〃 生田 敏皓 西伯郡西伯町大字福成二二八三
- 〃 恩重 悟 西伯郡西伯町大字阿賀一二四六
- 〃 加納 左右 西伯郡西伯町大字原三七二
- 〃 松本 清 西伯郡西伯町大字北方七二六
- 〃 陶山 和憲 西伯郡西伯町大字猪小路八
- 〃 恩田 一秀 西伯郡西伯町大字原八〇一
- 〃 持田 聆需 西伯郡西伯町大字絹屋二三四
- 〃 杉山 重治 西伯郡西伯町大字落合四四九
- 〃 遠藤 勅滋 西伯郡西伯町大字中一三六八
- 〃 石田 律壽 西伯郡西伯町大字福頼一〇五
- 〃 前田 武 西伯郡西伯町大字馬場二〇五
- 〃 村田 良雄 西伯郡西伯町大字東上五一五
- 〃 松本 武雄 西伯郡西伯町大字能竹一七五
- 〃 大田 薫 西伯郡会見町三崎一六九
- 〃 森本 雅明 西伯郡会見町寺内三五五

監事 大塚 道夫 西伯郡西伯町大字清水川二六〇
 〃 本池 雅夫 西伯郡西伯町大字鴨部五七〇
 平成十一年四月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 吉村 光一 西伯郡西伯町大字境一一八五
 〃 森岡 幹雄 西伯郡西伯町大字福成五八八
 〃 岩崎 俊郎 西伯郡西伯町大字福成一五〇五
 〃 生田 敏皓 西伯郡西伯町大字福成二二八三
 〃 米田 豊 西伯郡西伯町大字阿賀四六〇
 〃 景山 峻吾 西伯郡西伯町大字阿賀四七七
 〃 松本 清 西伯郡西伯町大字北方七二六
 〃 陶山 和憲 西伯郡西伯町大字猪小路八
 〃 恩田 一秀 西伯郡西伯町大字原八〇一
 〃 吉畑 盛男 西伯郡西伯町大字西二六一
 〃 山岡 好一 西伯郡西伯町大字絹屋一三二六一二
 〃 磯田 壽彦 西伯郡西伯町大字鴨部一一五二
 〃 青砥 好明 西伯郡西伯町大字鴨部三八一
 〃 石田 律壽 西伯郡西伯町大字福頼一〇五
 〃 藤原 良一 西伯郡西伯町大字徳長八七
 〃 牧野 永一 西伯郡西伯町大字馬佐良三四四
 〃 村田 良雄 西伯郡西伯町大字東上五一五
 〃 松本 武雄 西伯郡西伯町大字能竹一七五
 〃 芝田 亀 西伯郡会見町三崎一八一
 〃 森本 雅明 西伯郡会見町寺内三五五
 〃 大塚 道夫 西伯郡西伯町大字清水川二六〇
 〃 生田喜美男 西伯郡西伯町大字原四〇三

〃 杉山 節夫 西伯郡西伯町大字落合五三三
 平成十一年四月五日就任 任期四年

鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 山根 清市 八頭郡郡家町大字久能寺三一四
 平成十年三月十九日退任

鳥取県告示第三百四十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年五月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 作業種類 公共測量（三朝町公共下水道平面図作成）
- 二 作業地域 東伯郡三朝町大字本泉、大字吉田、大字三徳、大字鎌田及び大字片柴地内
- 三 終了年月日 平成十一年三月十九日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

平成十一年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十一年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成十一年五月十七日(月)午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 平成十一年度市町村明るい選挙推進協議会委員・シルバーリーダー研修会の開催について

公 出

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成11年5月11日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	平成11年6月3日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市靴町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、 黒坂の各警察署の管内に 居住する者
	平成11年6月29日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎3階第 20会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村の各警察署の管内に 居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年5月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1)調達内容及び数量 データ管理、自治省統計事務及び市町村行政統計事務処理一式

(2)契約方式 随意契約

(3)契約日 平成11年4月1日

(4)契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220

(5)契約価格 85,679,790円（消費税及び地方消費税の額含む。）

(6)随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

(7)契約事務担当部局の名 鳥取県企画部企画課
称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

正 誤

平成十一年三月十二日公布の鳥取県規則第十号（鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
十五 下 九	民法法人であつて	民法法人であつて
〃 〃	後ろから四	中心市街地整備改善活性化法
〃 〃	後ろから一	認定があつた
	認定があつた	認定があつた

平成十一年三月三十一日公布の鳥取県規則第三十号（鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
七 上 八	後ろから八	「交付されて」
〃 〃	後ろから七及び八	「既に支払つて」
		「を既に支払つて」